

(八) 昭和十九年度修業年限の臨時短縮(昭和十八年十二月)  
發專二八五號

昭和十八年十二月十日

文部省專門教育局長印

東京音樂學校長殿

昭和十九年度修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本年十一月二十五日文部省令第八十號ヲ以テ公布相成リタル處右取扱方ニ關シテハ左記事項御了知ノ上之ガ實施ニ萬遺憾無キヲ期セラレ度此段依命及通牒

記

甲 昭和十九年九月卒業見込者ノ取扱

一、教授時數、學科目等ノ取扱

(一) 昭和十八年文部省令第八十號第一條及第二條ニ依リ本科及修業年限三年以上ノ研究科及別科ノ卒業期ハ昭和十九年九月トシ左ノモノニ付テモ右ニ準ジ取扱フコト

(1) 修業年限二年ノ別科ニシテ特ニ本省ノ指示シタルモノ

(二) 前項ニ基キ現在第二學年(四年制ノ學校ハ第三學年、五年制六年制ノ學校ハ之ニ準ズ)生徒ノ授業(講義、實驗、實習等)ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ實施スルコト

(1) 昭和十九年九月迄ニ最高學年ノ授業ヲ成ルベク完結スルタメ毎週教授時數ヲ五時間ヲ限度トシテ増加シ得ルコト

但シ每週教授時數ハ四十五時以内(近ク内示相成ル可キ改正學科課程中ノ定時修練時數ヲ除ク)トス

(2) 實驗、實習等ヲ課スル學校ニ在リテハ右ノ外教授ノ充實

ヲ圖ルタメ毎月ノ日曜ノ中二日ヲ授業日ニ充ツルヲ得ルコト

(3) 長期ニ亘ル校外實習ヲ實施スルトキハ夏季休業ヲ成ルベク短期間トスルコト

(4) 學科目ノ統合配分ヲ行ヒ時局即應ノ學科課程ヲ編成スルコト

(5) 専門學科目ノ取扱ヲ重視スルト共ニ實驗實習ヲ重ンジ斯種學科目教授ノ徹底ヲ圖ルコト

(6) 教材ノ取扱、選擇宜シキヲ得以テソノ重點的取扱ニ努ムルコト

(7) 教授方法ノ能率化ヲ圖リ教授效果ノ完璧ヲ期スルコト

(8) 最高學年ノ學科目(又ハ實驗實習)ノ一部ハ之ヲ昭和十九年一月ヨリ實施スル様努ムルコト

二、始業、休業等ノ取扱

(1) 冬季休業及春季休業ハ成ルベク之ヲ短縮實施スルコト

(2) 昭和十九年度授業開始ハ成ルベク昭和十九年四月八日迄トスルコト

但シ右ニ依リ難キ場合ハ本省ニ協議スルコト

(3) 夏季休業ニ付テハ追テ通牒ノ豫定トス

(4) 卒業試験ハ九月ニ實施スルコト

但シ右ニ依リ難キ場合ハ本省ニ協議スルコト

三、教練教授時數等ノ取扱

本件ニ關シテハ昭和十七年三月二十四日附發體三二號通牒ニ依リ實施ノコト

四、授業料、報國團費等徴收ニ關シテハ別途通牒ノ豫定トス  
五、學則等變更ノ取扱

昭和十八年文部省令第八十號<sup>(1)</sup>第一條ニ該當スル學校ハ官立學校ニ在リテハ其ノ校長、公立學校ニ在リテハ其ノ管理者、私立學校ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ左記事項ニ付別ニ臨時措置ニ關スル學則ヲ定ムルコト

右臨時學則ハ別ニ本省ノ認可ヲ受タルヲ要セザルモ直ニ文部大臣ニ開申スベキコト

一、修業年限ニ關スル事項

二、學年、學期、休業日ニ關スル事項

三、學科課程及每週教授時數ニ關スル事項

四、授業料徴收ニ關スル事項

五、卒業ニ關スル事項

(一)「第八十號」のところに「(注) 専門學校六ヶ月短縮スルモノナリ」という書き込みがある。

六、上級學校ノ入學志願者ノ取扱

昭和十九年九月卒業豫定ノ者ノ大學學部等入學志願ノ取扱ニ付テハ追テ通牒ノ豫定トス

乙 現在第一學年及明年四月入學セシムベキ第一學年生徒ノ取扱

(1) 現在第一學年(四年制ノ學校ニ在リテハ第二學年及第一學年五年制六年制ノ學校ニ在リテハ之ニ準ズ)及明年四月入學セシムベキ第一學年生徒ニ對スル修業年限ハ短縮セラ

ルル場合アルベキヲ豫想シ右取扱ノ趣旨ニ準ジ適宜措置スルヲ可トスルコト

(2) 昭和十九年度以降ニ於ケル學年ノ始期ハ従前ノ通四月トス

(「例規集 昭和十三年七月 教務課」)

(九) 昭和十九年度入学試験

發專二六〇號

昭和十八年十二月十五日

文部省専門教育局長印

東京音樂學校長殿

昭和十九年度専門學校入學者選抜試験場所等ニ關スル件

標記ニ關シテハ曩ニ申請相成タル處右ハ承認相成タルニ付御了知相成度向入學資格其他ニ付テハ客月二十四日附發專二六〇號ヲ以テ通牒致シタル處疑義有之向モアリ左記爲念

記

一、昭和十九年三月ヨリ左ノ者ニ付上級學校ノ入學資格ヲ附與スル見込(昭和十八年十月廿三日附發國四七四號地方長官宛次官通牒 拔萃)

但シ正式ニハ近ク敕令ノ公布ヲ俟テ決定スル見込ナリ

(1) 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ中等學校(專檢指定學校ヲ含ム)ノ第四學年ヲ修了シタル者  
(2) 國民學校高等科修了程度(以下高修ト稱ス)ヲ以ツテ入學資